

子会社株式を売却した際の会計上の留意点

続けることになる点に留意が必要である(資本連結実務指針49―2項本文)。また、負の値となった資本剰余金を利益剰余金から減額する処理(資本連結実務指針39―2項)を行っていた場合は、対象の子会社が連結除外されても、当該処理は継続される(資本連結実務指針49―2項なお書き)。

その他実務上の論点

(1) 未実現利益の取扱い

① 親会社から子会社に資産を売却している場合(ダウンストリーム)

資産の売却先である子会社株式の一部を売却し、同社が持分法適用関連会社となる場合、過年度において親会社から子会社に売却していた資産に係る未実現利益は、関連会社化に伴い、投資会社の持分比率に相当する金額を消去するように調整することになる。なお、当該調整は子会社株式の売却損益として処理し、関連会社株式を減額することになると考えられる。また、売却後の残存持分については、引き続き、未実現利益を消去することになると考えられ

る。

② 子会社から親会社に資産を売却している場合(アップストリーム)

資産の売却先である子会社株式の一部を売却し、同社が持分法適用関連会社となる場合、過年度において子会社から親会社に売却していた資産に係る未実現利益は、投資会社の持分比率に相当する金額を消去する

III 全部売却、一部売却のケースにみる持分法適用関連会社にならない場合の会計上の留意点

本章では、これまで子会社であった会社の株式を売却し、関連会社(持分法適用会社)にもならないケースの取扱いを解説する。

なお、このケースでは、これまで保有していた株式をすべて売却するパターン(以下、本章において「全部売却」または「パターン①」という)と、売却するものの一部の持分が残り、残存する株式がその他有価証券

ように調整することになる。なお、当該調整は子会社株式の売却損益として処理し、親会社が保有する資産を減額することになると考えられる。また、売却後の残存持分については、引き続き、未実現利益を消去することになると考えられる。

(2) 取得関連費用の取扱い

Iと同様の取扱いとなる。なお、

一部売却により支配を喪失し、連結から持分法に移行した場合には、連結財務諸表上、過去に費用処理した付随費用を戻すことはしないため、関連会社株式の持分法評価額に支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の付随費用は含めないこととなる(資本連結実務指針46―2項)。

新日本有限責任監査法人 公認会計士 吉田 剛

基本的な会計処理の概要

(1) 全部売却(パターン①)のケース

連結子会社株式を売却し、当該子会社に対する支配を喪失し、さらに同社が関連会社(持分法適用会社)にもならない場合、同社は連結の範囲